

(5) 取得条項付株式

取得条項付株式とはどのようなものか

Q 取得条項付株式とはどのようなものでしょうか。また、どのような利用目的がありますか。

- A** 1 取得条項付株式とは、株式会社が（株主の同意なく）一定の事由が生じたことを条件として株主の有する株式を取得することができる株式をいいます。なお、株式会社は、取得条項付株式を種類株式の1つとして発行することができるほか、発行する全部の株式を取得条項付株式とすることもできます。
- 2 取得条項付株式は、旧商法上の強制償還型随意償還株式や強制転換条項付株式（いわゆる一斉転換条項付株式を含みます。）に相当するものとして利用することが想定されていますが、取得の対価は当該株式会社の社債や新株予約権、新株予約権付社債等とすることも可能とされています。

解 説

1 取得条項付株式

(1) 定義

取得条項付株式とは、株式会社が（株主の同意なく）一定の事由が生じたことを条件として株主の有する株式を取得することができる株式をいいます（会社108①六・二十九）。

なお、株式会社は、取得条項付株式を種類株式の1つとして発行することができるほか、発行する全部の株式を取得条項付株式とすることもできます（会社107①三）。

(2) 沿 革

会社法では、株式の「消却」を「自己株式の消却」のみとし、旧商法上、自己株式の消却のほか、定款の規定による利益消却や、償還株式の消却が認められていたものを、いずれも「会社による自己株式の取得+取得した自己株式の消却」と整理したうえ、株主に支払われる消却や償還の対価は「取得」の対価として位置づけることとしました（なお、旧商法上の、資本の減少の規定に従う場合の消却（旧商213①）については、会社法において、資本金の額の減少と株式の消却の関係が完全に切り離されたため、減資に伴う自己株式の取得規定を設ける合理性に乏しいことから、会社法上対応する規定は置かれていません）。また、旧商法上の株式の転換も、会社法では、「会社による既存株式の取得+取得の対価として行う他の株式の交付」として整理しました。

会社法は、このような整理を前提として、株式の「取得」という切り口に着目し、取得に関するイニシアチブを株主が持つ場合を「取得請求権付株式」、一方、会社が持つ場合を「取得条項付株式」として、それぞれ株式の種類を構成するものとし、さらに株式取得の対価も、「金銭」（旧商法上の利益償却・償還株式の償還の場合）や、「株式」（旧商法上の転換株式の場合）に限らず、社債その他の財産をもって対価とすることを広く認めました。

このような整理の結果、会社法上の取得条項付株式は、旧商法上の①償還株式（株主の意思によらずに償還する、いわゆる強制償還型の随意償還株式）、②強制転換条項付株式および③定款の定めに基づく株式の消却等を含みつつ、さらに取得の対価を金銭（償還株式や償還株式の場合）や当該株式会社の株式（転換株式の場合）に限らず広く認めるものとなっています。

旧商法上の強制償還型随意償還株式や、定款の定めに基づく利益償却は、会社法上ではいずれも取得の対価を金銭とする取得条項付株式に該当し、旧商法上の強制転換条項付株式は、会社法上では取得の対価を株

式とする取得条項付株式に該当します。

なお、旧商法上の強制転換条項付株式については、定款の定める事由が発生した場合に、取締役が転換の決議をし、1か月以上の期間を置いた株券提出公告・通知（株券発行会社の場合）または2週間前の公告（株券不発行会社の場合）を要することとされていたため（旧商222ノ9）、定款で定める事由の発生により直ちに転換の効力を発生させるような強制転換条項付株式（いわゆる一斉転換条項付株式）を発行することに対する実務上の要望がありました。旧商法上、このような株式が認められるかについては争いがありましたが、会社法上の取得条項付株式は、このような一斉転換条項付株式も可能な制度となっています（会社170参照）。

(3) 取得の対価

取得条項付株式の取得の対価は、あらかじめ定款で定める必要があり、会社法上、以下のものが予定されています（会社107②三・108②六）。

- ① 当該株式会社の社債（会社107②三ニ・108②六イ）
- ② 当該株式会社の新株予約権（会社107②三ホ・108②六イ）
- ③ 当該株式会社の新株予約権付社債（会社107②三ヘ・108②六イ）
- ④ 当該株式会社の株式等（株式、社債および新株予約権をいいます。
会社107②二ホ参照）以外の財産
- ⑤ 当該株式会社の他の種類の株式（会社108②六ロ）（種類株式発行会社の場合のみ）

2 取得条項付株式の利用目的

取得条項付株式は、前記のとおり、まず旧商法上の強制償還型随意償還株式や強制転換条項付株式（いわゆる一斉転換条項付株式を含みます。）に相当するものとして利用することが考えられます。例えば、将来の上場に備え、上場前に投資家の保有する取得条項付株式を普通株式に転換できるようにしておくといった利用方法です。

なお、旧商法上の強制転換条項付株式において、転換事由の定め方と

して、単に「取締役会で定める日」といった定め方とすることが可能かという問題については、実務は否定的でしたが（この点に関する議論については、江頭憲治郎ほか編著『改正会社法セミナー 株式編』504頁以下（有斐閣、2005年）参照）、会社法では、このような取得事由の定め方も認められることが、条文上明らかとされています（会社108②六イ・107②三口）。

また、取得条項付株式は、旧商法上の定款の定めに基づく利益償却（旧商213①）に相当するものとして利用することも想定されています。

もっとも、会社法上、既存の株式に新たに取得条項を付するためには、株式の内容を変更する定款変更が必要となる（会社107②三・108②六）ところ、この定款変更にあたっては、当該取得条項を付される株式の株主全員の同意を得なければならないとされています（会社110・111①。いったん取得条項を付すると、当該株主の同意がなくても、その有する株式が一定の事由の発生により強制的に取得されることとなるため）。この点については、旧商法上の定款の定めに基づく利益償却について、原始定款の定めによらない限り、総株主の同意による定款変更が必要と解されていたことと、実質的に変わりはありません。

このほかにも、取得条項付株式は、当該株式会社の社債や新株予約権、新株予約権付社債、およびこれら以外の財産であっても、広く取得の対価とすることができますので、例えば、当該株式会社の子会社や親会社の株式を取得の対価とすることも可能です。

なお、立案担当者によれば、取得条項付株式について、一部の取得をした後に、残りの株式について更に取得をするという設計も可能とされています。具体的には、株式会社がAという取得事由が発生した場合に取得条項付株式の半分を取得し、Bという取得事由が発生した場合に残りを取得するというような内容とすることも可能とされています（相澤哲・豊田祐子「新会社法の解説（4）株式（株式会社による自己の株式の取得）」商事法務1740号50頁）。

3 会社法施行前に発行されていた償還株式や転換株式の取扱い

会社法施行前に発行されていた種類株式の取扱いについては、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）87条が、種類株式等に関する経過措置を定めています。このうち、会社法上の取得条項付株式に該当するものについては、以下のとおり取り扱われます。

(1) 強制償還型随意償還株式

強制償還型随意償還株式については、整備法87条1項2号が、旧商法222条1項3号（株式の買受け）または4号（利益を以てする株式の消却）の事項についての種類株式で、「旧株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式の買受け又は利益をもってする消却をすることができるもの」であり、整備法施行の際に現に発行されているか、または新株予約権の目的であるものは、会社法上の「取得条項付株式であって、当該事由が生じた場合に新株式会社が当該取得条項付株式1株を取得するのと引換えに当該取得条項付株式の株主に対して金銭を交付するもの」とみなすこととしています。

なお、上記規定は、整備法施行の際に「現に発行されているか、または新株予約権の目的であるもの」としか規定していませんが、立案担当者によれば、例えば旧商法上の転換予約権付株式（整備法87条3項により、会社法上の取得請求権付株式とみなされます。）や、旧商法上の強制転換条項付株式（整備法87条4項により会社法上の取得条項付株式とみなされます。）が転換される場合の転換先の種類株式が、さらに旧商法222条1項3号または4号の償還株式であるような場合についても、当該転換先の償還株式を会社法上の取得請求権・条項付株式とみなすべきことは明らかであり、この意味で前記整備法の規定は注意的な例示列举であると説明されています（郡谷大輔『会社法施行前後の法律問題』31頁以下（商事法務、2005年））。

(2) 強制転換条項付株式

強制転換条項付株式については、整備法87条4項が、旧商法222条ノ9第1項に規定する強制転換条項付株式であって、整備法施行の際現に発行されているものは、会社法上の「取得条項付株式であって、当該転換に係る事由が生じた場合に新株式会社が当該取得条項付株式1株を取得すると引換えに当該取得条項付株式の株主に対して当該新株式会社の他の株式を交付するもの」とみなすこととしています。

なお、上記規定は、整備法施行の際に「現に発行されているもの」としか規定していませんが、前記同様、立案担当者によれば、例えば旧商法上の転換予約権付株式（整備法87条3項により、会社法上の取得請求権付株式とみなされます。）や、旧商法上の強制転換条項付株式（整備法87条4項により会社法上の取得条項付株式とみなされます。）が転換される場合の転換先の種類株式が、更に旧商法222条ノ9第1項の強制転換条項付株式であるような場合についても、当該転換先の償還株式を会社法上の取得条項付株式とみなすべきことは明らかであり、この意味で前記整備法の規定は注意的な例示列举であると説明されています（郡谷・前掲書34頁）。

【栗澤方智】

参考法令

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

最終改正 平17法106

（種類株式等に関する経過措置）

第87条 旧商法第222条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について内容の異なる種類の株式であって、この法律の施行の際現に発行されているもの又は新株予約権の目的であるものは、次

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める種類の株式とみなす。

一 株主が旧株式会社に対して当該株式の買受け又は利益をもってする消却を請求することができるもの 取得請求権付株式であって、当該株主が新株式会社に対してその取得を請求した場合に当該新株式会社が当該取得請求権付株式1株を取得すると引換えに当該株主に対して金銭を交付するもの

- 二 旧株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式の買受け又は利益をもってする消却をすることができるもの 取得条項付株式であって、当該事由が生じた場合に新株式会社が当該取得条項付株式1株を取得すると引換えに当該取得条項付株式の株主に対して金銭を交付するもの
- 2 旧商法第222条第1項第3号又は第4号に掲げる事項について内容の異なる種類の株式であって、次に掲げるものについても、前項と同様とする。
 - 一 第98条第2項に規定する新株の引受権の目的であるもの
 - 二 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この条において「平成13年改正法」という。）附則第6条第1項に規定する新株の引受権の目的であるもの
 - 三 平成13年改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされる転換社債の転換によって発行するもの
 - 四 平成13年改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされる新株引受権付社債に付された新株の引受権の目的であるもの
- 3 旧商法第222条ノ3に規定する転換予約権付株式であって、この法律の施行の際現に発行されているものは、取得請求権付株式であって、当該株主が新株式会社に対してその取得を請求した場合に当該新株式会社が当該取得請求権付株式1株を取得すると引換えに当該株主に対して当該新株式会社の他の株式を交付するものとみなす。
- 4 旧商法第222条ノ9第1項に規定する強制転換条項付株式であって、この法律の施行の際現に発行されているものは、取得条項付株式であって、当該転換に係る事由が生じた場合に新株式会社が当該取得条項付株式1株を取得すると引換えに当該取得条項付株式の株主に対して当該新株式会社の他の株式を交付するものとみなす。
- 5 平成13年改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成13年改正法第1条の規定による改正前の商法第242条第1項の規定により議決権がないものとされた種類の株式であって、この法律の施行の際現に発行されているものは、会社法第108条第1項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めがある種類の株式とみなす。

新株予約権証券の提出を求める場合は

Q 会社が新株予約権者に新株予約権証券の提出を求めるのは、どのような場合ですか。提出に応じなかった場合、どのようなことが考えられますか。

A 株式会社が合併や会社分割を行う場合には、新株予約権者に対して、その保有する新株予約権証券または新株予約権付社債券の提出を求めます。

その他、会社が新株予約権証券の提出を求めるのは以下のような場合です（会社293①一）。

株式社債一六一

- ① 株式等売渡請求の承認をする場合
- ② 取得条項付新株予約権を取得する場合
- ③ 組織変更
- ④ 合併（合併により当該会社が消滅する場合のみ）
- ⑤ 吸収分割
- ⑥ 新設分割
- ⑦ 株式交換
- ⑧ 株式移転

新株予約権者がその提出に応じない場合、当該新株予約権者は本来受けられる金銭等の交付を会社に拒絶される可能性があり、また①の場合には、当該新株予約権の取得と引換えに交付される株式や、他の新株予約権についての権利行使の機会を失うことがあります。

解 説**1 新株予約権証券の提出に関する公告等**

- (1) 株式会社が以下の行為をする場合で、新株予約権証券を発行して

いる場合には、その会社は、当該行為の効力が生じる日までに、会社に対して当該新株予約権証券を提出しなければなりません。

会社は、新株予約権証券提出日の1か月前までにその旨を公告し、かつ、新株予約権者およびその登録新株予約権質権者に対しては、各別にこれを通知しなければならないとされています（会社293④）。

	会社の行為	提出すべき新株予約権
①	株式等売渡請求の承認	売渡新株予約権
②	取得条項付新株予約権の取得	当該取得条項付新株予約権
③	組織変更	全部の新株予約権
④	合併（合併により当該会社が消滅する場合のみ）	全部の新株予約権
⑤	吸収分割	会社法758条5号イに規定する吸収分割契約新株予約権
⑥	新設分割	会社法763条1項10号イに規定する新設分割計画新株予約権
⑦	株式交換	会社法768条1項4号イに規定する株式交換契約新株予約権
⑧	株式移転	会社法773条1項9号イに規定する株式移転計画新株予約権

(2) 新株予約権者が元々保有していた新株予約権証券は、新株予約権証券提出日に無効となります(会社293③)。

(3) 新株予約権証券を提出できない者がいる場合には、会社はその者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内(3か月以上の期間)にこれを述べることができる旨を公告することができます。この場合の公告費用は、かかる請求をした者の負担となります。

その結果、期間内に異議を述べる利害関係人がいなかった場合には、会社は請求をした者に対して、金銭等を交付することができます(会社293⑤・220)。

2 新株予約権証券が提出されない場合

株式社債
一六一

(1) 会社が次に掲げる行為をする場合において、新株予約権証券提出日までに、新株予約権者が会社に対し、しかるべき新株予約権証券を提出しない場合、会社は当該新株予約権者が本来受けられる金銭等の交付を拒むことができます(会社293②)。

- ① 株式等売渡請求の承認をする場合
- ② 取得条項付新株予約権を取得する場合
- ③ 組織変更
- ④ 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合のみ)
- ⑤ 吸収分割
- ⑥ 新設分割
- ⑦ 株式交換
- ⑧ 株式移転

(2) 取得条項付新株予約権に係る新株予約権証券が提出されないときは、以下のように取り扱われます。

会社が取得条項付新株予約権の取得(会社293①一の二)に当たり、その取得と引換えに新株予約権者に対して株式を交付することになっている場合、当該新株予約権が会社によって取得されれば、無記名式の証券が

発行されている取得条項付新株予約権の新株予約権者も、その会社の株主となります（会社275③一）。

しかし、無記名式の新株予約権者は、新株予約権原簿にその氏名等が記載されていないことから、その新株予約権者が新株予約権証券の提出に応じないと、会社は誰を新たな株主として扱えばよいか分かりません。

そこで、この場合、会社法は当該取得条項付新株予約権の取得対価として交付した株式について、会社はその株主の氏名または名称および住所を株主名簿に記載・記録する必要はなく（会社294①）、またその株主に対して通知・催告をする必要もないものとなりました（会社294②）。

したがって、この場合、新株予約権者としては、株主としての権利行使の機会を失うことになります。

また、このような状態でその株主が剰余金の配当を受領しない状況が5年間継続するような場合には、会社は株式の競売や売却を行うことができます（会社197①②）。

会社が取得条項付新株予約権の取得と引換えに、他の新株予約権または新株予約権付社債を交付することになっている場合で、新株予約権者が新株予約権証券の提出に応じないときにも、当該新株予約権等に関する事項の新株予約権原簿への記載・記録、当該新株予約権者に対する通知・催告について同様の定めがなされています（会社294③～⑥）。

【奥村佳生】